

昭和二十四年法律第二百号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律

(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下この条及び次条において単に「職員」という。）のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。）に対しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員
 二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの

(寒冷地手当の額)

第二条 前条第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域区分	世帯等の区分	
	世帯主である職員 扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員
一級地	二六、三八〇円	一〇、三四〇円
二級地	二二、三六〇円	一三、〇六〇円
三級地	一一、五四〇円	八、八〇〇円
四級地	一七、八〇〇円	七、三六〇円

備考「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第二項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（内閣総理大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるものを含まないものとする。

2 前条第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける職員
- 二 前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額
- 三 一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員
- 四 前二項に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の内閣総理大臣が定める職員

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、内閣総理大臣が定める額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合
 三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合
 5 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に關し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。

2 内閣総理大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

第四条 人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

第五条 第一条、第二条（第三項第二号を除く。）及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一条	同法第八十一条の四第一自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の四項又は第八十一条の五第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
一 一般職の職員に關する法律（昭和二十七年法律第二十二号）	一 防衛省の職員に關する法律（昭和二十七年法律第二十二号）

第一条第一 在勤する職員
 第二条第一 掲げる額
 第二条第二 掲げる額
 第三条第一 掲げる額
 第三条第二 掲げる額
 第三条第三 掲げる額
 第三条第四 掲げる額
 第三条第五 掲げる額
 第三条第六 掲げる額
 第三条第七 掲げる額
 第三条第八 掲げる額
 第三条第九 掲げる額
 第三条第十 掲げる額
 第三条第十一 掲げる額
 第三条第十二 掲げる額
 第三条第十三 掲げる額
 第三条第十四 掲げる額
 第三条第十五 掲げる額
 第三条第十六 掲げる額
 第三条第十七 掲げる額
 第三条第十八 掲げる額
 第三条第十九 掲げる額
 第三条第二十 掲げる額
 第三条第二十一 掲げる額
 第三条第二十二 掲げる額
 第三条第二十三 掲げる額
 第三条第二十四 掲げる額
 第三条第二十五 掲げる額
 第三条第二十六 掲げる額
 第三条第二十七 掲げる額
 第三条第二十八 掲げる額
 第三条第二十九 掲げる額
 第三条第三十 掲げる額
 第三条第三十一 掲げる額
 第三条第三十二 掲げる額
 第三条第三十三 掲げる額
 第三条第三十四 掲げる額
 第三条第三十五 掲げる額
 第三条第三十六 掲げる額
 第三条第三十七 掲げる額
 第三条第三十八 掲げる額
 第三条第三十九 掲げる額
 第三条第四十 掲げる額
 第三条第四十一 掲げる額
 第三条第四十二 掲げる額
 第三条第四十三 掲げる額
 第三条第四十四 掲げる額
 第三条第四十五 掲げる額
 第三条第四十六 掲げる額
 第三条第四十七 掲げる額
 第三条第四十八 掲げる額
 第三条第四十九 掲げる額
 第三条第五十 掲げる額
 第三条第五十一 掲げる額
 第三条第五十二 掲げる額
 第三条第五十三 掲げる額
 第三条第五十四 掲げる額
 第三条第五十五 掲げる額
 第三条第五十六 掲げる額
 第三条第五十七 掲げる額
 第三条第五十八 掲げる額
 第三条第五十九 掲げる額
 第三条第六十 掲げる額
 第三条第六十一 掲げる額
 第三条第六十二 掲げる額
 第三条第六十三 掲げる額
 第三条第六十四 掲げる額
 第三条第六十五 掲げる額
 第三条第六十六 掲げる額
 第三条第六十七 掲げる額
 第三条第六十八 掲げる額
 第三条第六十九 掲げる額
 第三条第七十 掲げる額
 第三条第七十一 掲げる額
 第三条第七十二 掲げる額
 第三条第七十三 掲げる額
 第三条第七十四 掲げる額
 第三条第七十五 掲げる額
 第三条第七十六 掲げる額
 第三条第七十七 掲げる額
 第三条第七十八 掲げる額
 第三条第七十九 掲げる額
 第三条第八十 掲げる額
 第三条第八十一 掲げる額
 第三条第八十二 掲げる額
 第三条第八十三 掲げる額
 第三条第八十四 掲げる額
 第三条第八十五 掲げる額
 第三条第八十六 掲げる額
 第三条第八十七 掲げる額
 第三条第八十八 掲げる額
 第三条第八十九 掲げる額
 第三条第九十 掲げる額
 第三条第九十一 掲げる額
 第三条第九十二 掲げる額
 第三条第九十三 掲げる額
 第三条第九十四 掲げる額
 第三条第九十五 掲げる額
 第三条第九十六 掲げる額
 第三条第九十七 掲げる額
 第三条第九十八 掲げる額
 第三条第九十九 掲げる額
 第三百条 掲げる額

防衛省の職員に關する法律第十四条第二項において準用する一般職給与法
 掲げる額（政令で定める自衛官にあつては、同表四級地の項に掲げる額の二分の一に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣が定める額）

自衛隊法第四十六条
 一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による寒冷地手当及び石炭手当の支給は、昭和二十四年から実施できるように、措置されなければならない。

3 昭和二十二年法律第五十八号北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律は、廃止する。

附 則 (昭和五年五月二五日法律第一八二号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十一年五月二四日法律第一一七号) 抄
この法律は、昭和三十一年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五十五年六月一三日法律第九六号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年六月一五日法律第一三三三号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年七月二日法律第一三三三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年二月二七日法律第一四七号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年二月二日法律第一一〇号)
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

(基準額に関する経過措置)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正前の法」という。)第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 内閣総理大臣が定める額

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額)に千百円を加算した額

3 昭和四十三年八月三十一日から内閣総理大臣が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額をこえないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

(防衛庁職員給与法第一条の職員への準用)

5 前三項の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受

ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条の規定の適用を受ける職員」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、附則第二項第二号中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替えるものとする。

6 改正前の法に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則 (昭和四十六年二月二五日法律第一二二二号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二日法律第三号)
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

2 この法律による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則 (昭和四十八年九月二六日法律第九五号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定及び附則第十七項の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第十号)の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五〇年三月二〇日法律第三号)
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十九年八月三十一日から適用する。

2 改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十九年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則 (昭和五五年一月二九日法律第九九号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定及び改正後の裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定は、昭和五十五年八月三十日から適用する。

(基準額等に関する経過措置)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、改正後の法第二条第四項の規定により算出した場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額を改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(以下「改正前の法」という。)第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額(以下「暫定基準額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までの間、暫定基準額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第五項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日（基準日の翌日から改正後の法第一条後段の内閣総理大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。次号において同じ。）において当該職員の受ける号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額
 二 その他の一一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の級の号俸に相当するものとして、内閣総理大臣が指定する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額（基準日において当該職員が職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額）に七千八百円を加算した額

3 昭和五十五年八月三十日から内閣総理大臣が定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の法の例による額」という。）が改正後の法第二条第五項に規定する最高限度額（休職者にあつては、その額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三條第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、平成九年三月三十一日までの間、改正後の法第二条第五項及び第六項並びに第二条の二第二項の規定にかかわらず、改正前の法の例による額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

4 昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の法第二条第四項の基準額とみなして、同条第一項から第三項まで又は第五項の規定（休職者にあつては、改正前の法第二条の二第二項の規定）により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の法の例による額」という。）が改正後の法第二条第五項に規定する最高限度額（休職者にあつては、その額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三條第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、平成九年三月三十一日までの間、改正後の法第二条第五項及び第六項並びに第二条の二第二項の規定にかかわらず、改正前の法の例による額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

5 改正後の法第三条の規定は、同条の規定により返納させるべき事由（改正前の法第二条第七項の規定により返納させることとされてきた事由と同一の事由を除く。）で昭和五十五年八月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

6 内閣総理大臣は、附則第二項から第四項までの規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

7 附則第二項から前項までの規定は、法律第一条の職員への準用
 （防衛庁の給与等に関する法律第一条の職員への準用）
 附則第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは、「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、「新たに職員」とあるのは、「新たに自衛官以外の職員」と、「職員となつた日」とあるのは、「職員となつた日、自衛官にあつては内閣総理大臣が定める日」と、「号俸」とあるのは、「号俸（自衛官にあつては、当該職員が受ける号俸と同一の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十九号）による改正前の防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の（一）欄における号俸」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは、「防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条の職員」と、「職務の級の」とあるのは、「職務の級（自衛官にあつては、階級（当該職員が属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者に適用される防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）における」と、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九

十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級の」とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律による改正前の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号）別表第一、別表第四及び別表第五（八を除く。）から別表第七までに定める職務の等級（自衛官にあつては、階級）における」と、附則第四項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三條第二項、第三項又は第五項」とあるのは、「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三條第二項、第三項又は第五項」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは、「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるものとする。
 （寒冷地手当の内払）
 8 改正前の法に基づいて昭和五十五年八月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九十七号）抄
 （施行期日等）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十九條の六第二項の改正規定、第十四條の次に二条を加える改正規定、第十五條、第十七條、第十九條の二第三項、第十九條の六及び第二十二條の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一條第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の規定は、昭和六十一年一月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九十九号）抄
 （施行期日等）
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び附則第十五項のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項の改正規定（これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第五條第一項第四号、第六條及び別表第二中陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に係る部分を除く。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附則（昭和六三年二月二日法律第一〇〇号）抄
 （施行期日等）
 1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第一条中給与法第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日
 附則（平成二年六月二日法律第三六号）抄
 （施行期日等）
 1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附則（平成五年二月二日法律第八二号）抄
 1 この法律は、平成五年二月二日法律第八二号 抄

(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成六年六月一五日法律第三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成八年二月二二日法律第一二二号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)、給与法第十一条の八を第十一号とし、第十一条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条、第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七第一項並びに第二十三條第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定 平成九年四月一日

附則 (平成一一一年七月七日法律第八三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

- 第三条
2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八条第十一項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附則 (平成一一一年八月一三日法律第一二二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

- 第三条
2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五条第一項、第八条第一項及び第二項、第十条第一項及び第三項、第十二条の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用職員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附則 (平成一一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二六年一〇月二八日法律第一三六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前の寒冷地手当法 第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。
- 二 改正後の寒冷地手当法 第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。
- 三 旧寒冷地地 この法律の施行の際における改正前の寒冷地手当法第一条に規定する寒冷地をいう。
- 四 新寒冷地地 改正後の寒冷地手当法別表に掲げる地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成十六年十月二十九日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員(常時勤務に服する職員に限り、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地地(新寒冷地地に該当する地域を除く。)に在勤する職員(ハに掲げる職員を除く。)

ロ 新寒冷地地(旧寒冷地地に該当する地域に限る。)に在勤する職員

ハ 改正後の寒冷地手当法第一条第二号の規定に基づき総務大臣が定める官署(旧寒冷地に所在するものに限る。)に在勤する職員であつて新寒冷地地又は同号の規定に基づき総務大臣が定める区域に居住するもの

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の寒冷地手当法第二条第一項から第四項までの規定(この法律の施行の際における同条第二項及び第四項の規定に基づく総務大臣の定めを含む。以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとされたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の寒冷地手当法第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとされたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとされたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第六項の規定の適用は、ないものとする。

10 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

11 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万円
平成二十一年十一月から平成二十二年三月まで	二万六千元
12 基準日(その属する月から平成二十一年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の寒冷地手当法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。	
平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六千円
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一万円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一万四千元
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万八千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万二千元
13 改正後の寒冷地手当法第二条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号。以下「平成十六年改正法」という。)附則第十項から第十二項まで」と、同条第一号及び第二号中「前二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで及び平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成十六年改正法附則第十三項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。	
14 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。	
15 検察官であった者又は一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同法の俸給表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。	
16 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の寒冷地手当法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)附則第十項から第十五項まで」とする。	
17 附則第十四項及び第十五項の規定に基づく総務大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならぬ。(防衛省の職員への準用)	

18 附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
附則第九項第三号第一号	附則第九項第三号第一号 第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第一条
附則第九項第五号	附則第九項第五号 国家公務員法(昭和三十二年法律第百六十五号)第四十四条の四和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項
附則第九項第五号イ	附則第九項第五号イ 在勤する職員
附則第九項第五号ロ	附則第九項第五号ロ 在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第五号ハ	附則第九項第五号ハ 在勤する職員及び当該旧寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第五号ニ	附則第九項第五号ニ 在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第五号ヒ	附則第九項第五号ヒ 在勤する職員及び当該旧寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
附則第九項第六号	附則第九項第六号 総務大臣
附則第九項第六号	附則第九項第六号 総務大臣
附則第九項第八号	附則第九項第八号 寒冷地手当の額
附則第十項から第十二項及び第十五項	附則第十項から第十二項及び第十五項 第一条
附則第十二項	附則第十二項 第二条第一項
附則第十三項	附則第十三項 第三条第三項
附則第十項	附則第十項 同項第一号及び第二号中「前二項」
附則第十三項	附則第十三項 同項第一号及び第二号中「前二項」
附則第十五項	附則第十五項 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律
附則第十六項	附則第十六項 第三条第一項
附則第十項	附則第十項 第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
附則第十八項	附則第十八項において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項

前項 人事院の勧告に基一般職の国家公務員との均衡を考慮した
づく

附則（平成一七年一月七日法律第一一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月の満了の日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七條並びに附則第六條から第十五條まで及び第十七條から第三十二條までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（人事院規則への委任）
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成一七年一月七日法律第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月の満了の日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに附則第八條から第十九條まで及び第二十一條から第二十五條までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年五月三十一日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年二月二日法律第一一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八條、第十一條（附則第八條の準用に係る部分に限る。）、第二十二條から第二十四條まで、第二十五條、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條から第三十五條まで及び第三十六條（国と民間企業との間の人事交流に關する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六條及び第二十四條第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十條中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三十九條から第四十二條までの規定 公布の日

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相當の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相當の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二條 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則（平成二六年一月一九日法律第一〇五号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七條並びに附則第五條から第八條まで、第十條から第十四條まで及び第十六條から第十八條までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（寒冷地手当に關する経過措置）

第十六条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）を除く。）をいう。

イ 第三条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に關する法律別表に掲げる地域（ロにおいて「旧寒冷地」という。）に在勤する職員

ロ 第三条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において国家公務員の寒冷地手当に關する法律（以下「寒冷地手当法」という。）第一條第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた官署に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 寒冷地手当法第一條各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。）をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は第三項に規定する者につき、寒冷地手当別表に規定する四級地をその地域の区分（寒冷地手当法第二條第一項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日（寒冷地手当法第一條に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（寒冷地手当法第二條第一項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、寒冷地手当法第二條第一項の表四級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、寒冷地手当法第二條第一項の規定を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷

第八項 人事院の勧告に基づく 一般職の国家公務員との均衡を考慮した
別表(第一条、第二条関係)

地域区分 地域
一級地

北海道のうち
旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市 歌志内市 深川市 富良野市
後志総合振興局管内のうち
虻田郡のうち留寿都村、喜茂別町及び俱知安町 余市郡のうち赤井川村
空知総合振興局管内のうち
空知郡のうち上砂川町 雨竜郡
上川総合振興局管内
宗谷総合振興局管内のうち
枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町 天塩郡のうち幌延町
オホーツク総合振興局管内のうち
網走郡 斜里郡のうち清里町及び小清水町 常呂郡 紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び西興部村
胆振総合振興局管内のうち
勇払郡のうち厚真町及び安平町
日高振興局管内のうち
沙流郡のうち平取町
十勝総合振興局管内のうち
河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち大樹町 中川郡 足寄郡 十勝郡 釧路総合振興局管内のうち
川上郡 阿寒郡
根室振興局管内のうち
野付郡 標津郡のうち中標津町

二級地

北海道のうち
札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美瑛市 芦別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市
石狩振興局管内
渡島総合振興局管内のうち
松前郡のうち福島町 二世郡 山越郡
檜山振興局管内のうち
瀬棚郡 久遠郡
後志総合振興局管内のうち
島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町、真狩村及び京極町 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町
空知総合振興局管内のうち
空知郡のうち南幌町及び奈井江町 夕張郡 樺戸郡
留萌振興局管内
宗谷総合振興局管内のうち
宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡のうち豊富町 礼文郡 利尻郡
オホーツク総合振興局管内のうち
斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄武町
胆振総合振興局管内のうち
虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうちむかわ町

日高振興局管内のうち
沙流郡のうち日高町 新冠郡 様似郡
十勝総合振興局管内のうち
上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町
釧路総合振興局管内のうち
釧路郡 厚岸郡 白糠郡
根室振興局管内のうち
標津郡のうち標津町 目梨郡

三級地

北海道のうち
函館市 室蘭市 苫小牧市 登別市 北斗市
渡島総合振興局管内のうち
松前郡のうち松前町 上磯郡 亀田郡 茅部郡
檜山振興局管内のうち
檜山郡 爾志郡 奥尻郡
日高振興局管内のうち
浦河郡 幌泉郡 日高郡

四級地

青森県
岩手県のうち
盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡
宮城県のうち
登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡のうち加美町 遠田郡
秋田県のうち
秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 潟上市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 仙北郡 雄勝郡
山形県のうち
山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡
福島県のうち
会津若松市 喜多方市 田村市 安達郡 岩瀬郡のうち天栄村 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡のうち西郷村及び中島村 石川郡のうち石川町及び浅川町 田村郡 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村
群馬県のうち
沼田市 多野郡のうち上野村 甘楽郡のうち南牧村 吾妻郡のうち長野原町、嬭恋村、草津町及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町
新潟県のうち
新潟市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市 胎内市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村
福井県のうち
勝山市 今立郡
山梨県のうち
富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡
長野県のうち
長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久

<p>郡 北佐久郡 小泉郡 諏訪郡 上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村 木曾郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町 東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡</p> <p>岐阜県のうち 高山市 飛騨市 郡上市 大野郡 岡山市のうち 真庭郡 広島県のうち 山県郡のうち安芸太田町</p>	<p>備考 この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。</p>
---	---